

調達件名：令和8年度ガバメントソリューションサービスに係るモバイル端末等用通信回線サービス等

| No. | 質問/意見 | 文書名                  | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 質問等  | 理由  | 回答  |
|-----|-------|----------------------|-----|-----|-----|------|----|--|---|---|
| 1   | 意見    | O1_調達仕様書<br>O3_成果物一覧 | 14  | 6   | 3   | (1)② | 4  | 「実施内容及び結果を脆弱性検査結果報告書にまとめること」とありますが、成果物一覧には記載がないため、提出が必須の場合は追加されるべきと考えます。   | 要件を統一いただきたため。   | ご指摘のとおり、「成果物一覧」に追記します。  |
| 2   | 意見    | O1_調達仕様書             | 20  | 7   | 1   | (1)① | 1  | 「事業所は、JISQ9001又はISO9001の認証、若しくはCMMIレベル3相当以上の組織的な品質管理体制を有すること。また、JISQ27001又はISO/IEC27001に基づく認証を取得していること」とありますが、R7年度調達同様の要件（ii プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等 のみで入札可能）としていただきたく存じます。   | 当社では要件を満たせないため。   | ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。  |
| 3   | 質問    | O1_調達仕様書             | 25  | 7   | 6   | (1)⑩ | 1  | 「整備・管理を行う情報システム」が示す対象はどのようなものでしょうか。構築前に予め実施内容・対象範囲を通知いただくべきと考えます。  | 要件を正確に理解するため。   | ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。なお、本項目は、特定の情報システムを指すのではなく、本調達で生じたセキュリティ情報インシデント、もしくはその疑義が生じた場合に当庁が情報提供やその監査を実施する可能性がある点を示しておりますのでご留意ください。 |
| 4   | 質問    | O1_調達仕様書             | 24  | 7   | 6   | (1)① | 1  | 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に準拠して必要なセキュリティ対策を講ずること。」とありますが、下記URLには令和7年度版が掲載されておりました。確認すべきは令和7年度版となりますでしょうか。<br><a href="https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/kijun.html">https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/kijun.html</a> | 要件を正確に理解するため。   | ご認識のとおりです。記載も修正いたします。   |
| 5   | 質問    | O1_調達仕様書             | 29  | 7   | 8   | (8)① | 1  | 掲載されているURLが異なっていると存じます。下記URLの認識で相違ないでしょうか。なお、SIMカードについては特定調達品目に含まれない認識です。<br><a href="https://www.env.go.jp/content/000311831.pdf">https://www.env.go.jp/content/000311831.pdf</a>   | 要件を正確に理解するため。   | ご指摘のとおりですのでURLの記載を修正いたします。  |
| 6   | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書      | 6   | 2   | 2   | 2⑩   | 2  | Web APIでは主にSIMの利用量や資産管理を行うものを趣旨とするもので、「eSIMの通信停止・再開を行えること」以外の設定情報の変更機能については要求に含まれないという認識で相違ないでしょうか。<br>eSIMのグルーピングとネットワーク設定変更に関わる部分は含まれないことを確認したいです。<br>グルーピングについては、各省庁単位を想定しています。ネットワーク設定変更については、影響が大きいため、当社の担当が実施させていただきます。  | 要件を正確に理解するため。   | ご認識のとおりです。  |
| 7   | 意見    | O2_別添資料1. 要件定義書      | 2   | 1   | 1   | -    | 4  | eSIMの数量について、機関毎の枚数配分を本仕様書上も明記頂くことは可能でしょうか。   | 要件明確化のため。   | 検討の結果、原案のとおりとします。   |
| 8   | 意見    | O2_別添資料1. 要件定義書      | 4   | 2   | 2   | 2②   | 1  | eSIMのアクティブ化方式（Default SM-DP+サーバ方式）につきまして、当該方式が要件として固定されておりますが、これにより対応可能な事業者が限定される懸念がございます。つきましては、競争性の確保および公平な提案機会の観点から、同等の機能・運用負荷軽減の設計が可能な他方式（SM-DS方式など）についても許容いただけないでしょうか。  | 競争性および公平性の確保のため。  | ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。  |
| 9   | 意見    | O2_別添資料1. 要件定義書      | 6   | 2   | 2   | 2⑩   | 1  | ⑩のWebAPI要件について必須要件化と見受けられますが対応可能な事業者が限定的になると存じます。競争性の確保および公平な提案機会の観点から、推奨要件化または要件緩和についてご検討頂けないでしょうか。   | WebAPI要件については一般的なサービス機能から乖離しており、公平性が保たれず競争が成立しないと考えるため。 | 検討の結果、原案のとおりとします。   |

| No. | 質問/意見 | 文書名               | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号    | 種別 | 質問等   | 理由                  | 回答  |
|-----|-------|-------------------|-----|-----|-----|---------|----|---|---------------------|---|
| 10  | 意見    | O2_別添資料1. 要件定義書   | 8   | 2   | 3   | 2⑩      | 1  | ⑩のインターネット回線の帯域を明記いただくことは可能でしょうか、  | 要件明確化のため。           | ご提案によることとします。   |
| 11  | 意見    | O3_別添資料2. SLA項目一覧 | 5   | 3   | 1   | -       | 4  | SLA設定項目でセキュリティ障害の定義や想定する例を記載いただくことは可能でしょうか。   | 要件明確化のため。           | 検討の結果、原案のとおりとします。なお、例として、認証情報の漏洩・不正利用、キャリアアカウントや管理システムへの不正アクセス等を想定しています。                                    |
| 12  | 質問    | O1_調達仕様書          | 4   | 1   | 5   | -       | 1  | 機関毎の納品時期などSIM納品の具体的なタイミングについて明確な指定はございますでしょうか。  | SIM納品の所要期間等を整理するため。 | 現時点において詳細な納品時期を示すことはできません。  |
| 13  | 質問    | O1_調達仕様書          | 8   | 4   | 4   | -       |    | SIM 通信利用量を見直した場合に契約金額は変更となるのかご回答をお願いいたします。  | 要件明確化のため。           | ご認識のとおりです。  |
| 14  | 質問    | O1_調達仕様書          | 22  | 7   | 1   | (4) ①②③ | 1  | 要員資格における「10,000回線以上」という記載につきまして、モバイル回線数を対象とした要件と拝察しておりますが、当該条件のみとされた場合、該当要員の選定が限定的となる懸念がございます。つきましては、ネットワーク設計・構築の観点から、10,000回線以上のモバイル回線に限らず、同規模以上の利用者数を対象とするネットワーク（例：拠点間ネットワーク等）の実績をもって、当該要件を充足するものとして判断してもよろしいでしょうか。 | 要件明確化のため。           | 当該記載につきましては、本調達を遂行する上で必要なスキルを持った要員を想定しております。その上でご判断ください。なお、「10,000回線以上」という記載につきましては、「本調達の回線数規模程度」と修正いたしました。 |
| 15  | 質問    | O1_調達仕様書          | 22  | 7   | 1   | (4) ③   | 1  | ③ プロジェクトメンバーの条件 に10000 回線以上の規模のネットワークの最適化に係る調査分析の実績を有すること。と記載がありますが、具体的にどのような業務実績かお示しいただけますでしょうか。   | 要件明確化のため。           | 「10000 回線以上の規模」という記載については、「本調達の回線数規模程度」に修正いたします。その上で、当該規模のSIM発行サービスや閉域SIM構築のプロジェクトに関する本調達規模での実績を想定しています。    |
| 16  | 質問    | O1_調達仕様書          | 25  | 7   | 6   | (1) ⑫   | 1  | 要件(1)⑫に記載の「電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、原則、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名『.go.jp』を使用すること。」について、受注者側の提供するプロダクトサービスにおいて構築・提供されるメール送受信機能や、問い合わせ対応用のWebポータル等のシステムは、当該要件の対象外となる認識で相違ないでしょうか。                                  | 要件明確化のため。           | 本調達においては、原則として「go.jp」を使用してください。例外として使用しない場合は、提案時に当該事項について明示するとともに、その影響も取りまとめてお示しください。                       |
| 17  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書   | 4・7 | 2   | 2・3 |         | 1  | 『通信データ容量共有型モバイルネットワークサービス A』および『モバイル通信閉域接続サービス』の提供に関して、既に他機関向けに構築済みの環境・機器を本調達機関向けに流用または相乗りする形での提供は不可との認識で差し支えないでしょうか。   | 要件明確化のため。           | 既に他機関向けに構築済みの環境・機器を本調達機関向けに流用または相乗りする形での提供は、不可となります。  |
| 18  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書   | 5   | 2   | 2   | 2⑦      | 1  | ⑦要件の記載内容から、端末への割り当てIPは原則シェアードIPアドレスが求められる認識で良いでしょうか。シェアードIPアドレスはサービス仕様上、直接の割り当ては不可となるため、NATでのご提案となりますが、どの程度のNATエントリ数を考慮しないといけないのかを確認したいことが質問の意図となります。   | 機器選定のため。            | NATエントリ数は、本提案において必要とするSIM数の最大数を考慮する必要があります。   |

| No. | 質問/意見 | 文書名               | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 質問等   | 理由  | 回答  |
|-----|-------|-------------------|-----|-----|-----|------|----|---|---|---|
| 19  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書   | 6   | 2   | 2   | 2⑧   | 1  | ⑧IPv6アドレス要件について、⑦と同様にNAT/NAPT機器でIPv4⇄v6変換の実装では要件充足されない認識で良いでしょうか。要件充足されない場合、当該要件について対応可能となる事業者は限定的となる懸念がございます。本要件の目的や意図をお伺いさせて頂けますでしょうか。一般的な閉域サービスではIPv6を考慮したサービス設計となっていないため、確認させて頂けますと幸いです。<br>また、過去調達においても同様の要件があるかと存じますが、これまで構築された環境にてIPv6は実用されておりますでしょうか。実用されていない要件についてはコスト増加の要因になるかと存じますので、確認させて頂けますと幸いです。   | 要件明確化のため。   | GSSでは、IPv6を前提としております。また、これまでの構築した環境でもIPv6を利用しております。                             |
| 20  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書   | 7   | 2   | 3   | 2⑤   | 1  | ⑤要件にてTYO5向けOSA2向けそれぞれのDC単位でも回線は冗長し、都合4回線による接続が必要となる理解で宜しいでしょうか。   | 要件明確化のため。   | ご認識のとおりです。  |
| 21  | 質問    | O3_別添資料2. SLA項目一覧 | 5   | 3   | 1   | -    | -  | SLA設定項目でネットワークシステム障害種別の軽微障害や小規模障害の項目について、提案する構成で監視や計測不可の場合がございます。<br>その場合、SLAの対象外となるのか等、ご回答をお願いいたします。   | 要件明確化のため。   | ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。  |
| 22  | 意見    | O1_調達仕様書          | 22  | 7   | 1   | (4)② | 3  | 「プロジェクト管理者（プロジェクトマネージャ）の条件として、「ii 5年以上のプロジェクト管理経験を有する、かつ、プロジェクト管理に関する次のいずれか又は相当する資格を有すること。」と記載がございますが、以下のように変更いただけませんか。<br>変更案）<br>「ii 10年以上のプロジェクト管理経験を有する、もしくは5年以上のプロジェクト管理経験を有する、かつ、プロジェクト管理に関する次のいずれか又は相当する資格を有すること。」   | 資格保有者のみの場合、要員工数の単価が上がり、初期コストに影響が出るため。   | 検討の結果、原案のとおりとします。   |
| 23  | 意見    | O2_別添資料1. 要件定義書   | 6   | 2   | 2   | 2⑩   | 1  | 「⑩ Web API で各回線（各 eSIM）の使用量確認ができること。Web API においては、以下の情報を管理・取得・設置できる必要がある。API の仕様については、予め当庁担当者と協議の上、承認を得ること。」と記載がございますが、以下の2案のどちらかのように変更いただけませんか。<br>変更案①）<br>「⑩ Web API もしくは、契約専用のWebポータルにて各回線（各 eSIM）の使用量の確認及び各回線情報及び通信量を記録したログファイルをCSV形式等でダウンロードができること。Web API においては、以下の情報を管理・取得・設置できる必要がある。API の仕様については、予め当庁担当者と協議の上、承認を得ること。Webポータルについては、特定のユーザしかアクセスできるようにするなどのアクセス制限が対応可能なこと。」<br>変更案②）<br>「⑩ Web API で各回線（各 eSIM）の使用量確認ができること。Web API の仕様については、以下に記載の内容を満たすことを推奨とするが、仕様の詳細については、別途当庁担当者と協議の上、承認を得ること。」 | ご提案を想定しているサービスではWeb APIを有しているものの、ご要望通りのWeb APIを実装する場合、ご提案を想定しているサービスでの個別開発が必要となり、コストに影響が出るため。 | 検討の結果、原案のとおりとします。   |
| 24  | 意見    | O2_別添資料1. 要件定義書   | 6   | 2   | 2   | 2⑩ウ  | 1  | 「ウ 個々の eSIM に任意の属性情報を設定できること。（128 文字以上の文字列）」と記述がございますが、以下のように変更いただけませんか。<br>変更案）<br>「ウ 個々の eSIM に任意の属性情報を設定できること。（128 文字までの文字列）」  | 128文字以上の場合、ご提案を想定しているサービスでの個別開発が必要になり、コストに影響が出るため。  | 128文字であれば、仕様を満たすと考えますので、原案のとおりとします。   |
| 25  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書   | 2   | 1   | 1   | -    | 1  | 「調達を想定する物品及びサービス並びに数量は以下のとおり（導入箇所については、別紙「拠点一覧参照）」との記載がございますが、公示資料の中に拠点一覧に該当する資料が見受けられませんが、別途、資料閲覧等での確認が可能なのでしょうか。  | 要件を正しく理解するため。   | 当該箇所は、通信データ容量共有型モバイルネットワークサービスBに関する拠点一覧となりますが、今般の調達では対象外となるため、記載を削除いたします。       |
| 26  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書   | 4   | 2   | 2   | 2②   | 1  | 「なお、eSIM の導入の際に必要なとなる、eSIM 配布にかかるIntuneの設計や、eSIM プロファイルの設計についても、当庁の設計および運用時の負荷を軽減できる内容を提案すること。」との記載がございますが、貴庁の設計及び運用時の負荷軽減するための提案を行う上で、関連する設計ドキュメントや運用フローなどのインプットとなる資料を、別途、資料閲覧等で閲覧が可能なのでしょうか。  | 要件を正しく理解するため。   | 資料はございますが、現行契約事業者との情報開示に伴う契約に抵触する恐れがあるため、現段階において閲覧資料とすることは確約できない点についてご承知おきください。 |

| No. | 質問/意見 | 文書名             | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 質問等  | 理由   | 回答   |
|-----|-------|-----------------|-----|-----|-----|------|----|--|--|--|
| 27  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 5   | 2   | 2   | 2⑤   | 1  | 「⑤ eSIM の再発行の実施回数については、年度毎に、eSIM の発行総数の 30%を上限とする回数まで本調達範囲以内で対応できること」との記載がございますが、年度ごとの想定発行枚数をご教示いただけませんか。  | 応札業者ごとに想定が異なった場合、貴庁の運用に影響が出ると考えられるため、応札業者での条件を揃える必要があると考えられます。 | eSIMの発行総数の最大30%を見込んでおります。  |
| 28  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 5   | 2   | 2   | 2⑦   | 1  | 「⑦ 本サービスにおいて、2.4.2 ②の閉域網用のゲートウェイ等から GSS 側 NW にパケットを送信する点等に、NAT(1:1NAT)および NATP を可能とする NAT/NAPT 機器を整備すること。」との記載がございますが、2.3.2の誤りでは無いですか。   | 要件を正しく理解するため。  | ご指摘のとおりですので記載を修正いたします。   |
| 29  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 5   | 2   | 2   | 2⑦   | 1  | 「⑦本サービスにおいて、2.4.2 ②の閉域網用のゲートウェイ等から GSS 側 NW にパケットを送信する点等に、NAT(1:1NAT)および NATP を可能とする NAT/NAPT 機器を整備すること。<br>NAT/NAPT 機器は冗長性及び帯域に見合う性能を有し、NAT/NAPT の割り当て記録を 30 日間保管できる機能性を有すること。eSIM を割り当てた端末には、当庁の指定する IPv4 アドレス（シェアード IP (RFC6598)、プライベート IP (RFC1918)）を直接割り当ててを可能とすること。なお、SIM 調達事業者が当庁が指定する IPv4 アドレスを直接割り当てできない場合や当庁が IPv4 アドレスとしてプライベート IP を指定した場合は、NAT/NAPT 機器にて、1:1NAT 又は、NAPT により、当庁の指定するシェアード IP へ変換すること。」との記載がございますが、NAT/NAPT機器の設置は必須という理解でよろしいでしょうか。（「なお・・・」以降の記載から必須ではなくとも読み取れるため。） | 要件を正しく理解するため。  | 必須となります。   |
| 30  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 6   | 2   | 2   | 2⑩ア  | 1  | 「ア ノードから構成される木構造による eSIM の管理及び使用状況の把握が可能であること。<br>ノードから構成される木構造の管理には、ノードの追加・削除・更新、ノードに属する SIM の追加・削除ができること。」との記載がございますが、イメージとしては、省庁=ノードとして、省庁単位でSIMの管理及び使用状況の把握や、追加・削除ができることという理解でよろしいでしょうか。   | 要件を正しく理解するため。  | 違います。なお、表現が明確になるように記載を修正いたしました。また、イメージ図を閲覧資料として準備しておりますのでご参照ください。  |
| 31  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 6   | 2   | 2   | 2⑩イ  | 1  | 「イ eSIM の使用状況（通信量等）の取得に際して、以下に示す機能を有すること。<br>(ア) 任意の親ノードを指定することにより親ノード及び子ノードに属する SIM の使用状況を一括で取得できること。また、個々の SIM 使用状況の取得及び合計値の取得を指定できること。」との記載がございますが、親ノード=省庁単位という理解でよろしいでしょうか。  | 要件を正しく理解するため。  | 違います。なお、表現が明確になるように記載を修正いたしました。また、イメージ図を閲覧資料として準備しておりますのでご参照ください。  |
| 32  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 6   | 2   | 2   | 2⑩イ  | 1  | 上記の理解で問題ない場合、子コードはどのような枠組みを想定されておりますでしょうか。   | 要件を正しく理解するため。  | 違います。なお、表現が明確になるように記載を修正いたしました。また、イメージ図を閲覧資料として準備しておりますのでご参照ください。  |
| 33  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 6   | 2   | 2   | 2⑩ウ  | 1  | 「ウ 個々の eSIM に任意の属性情報を設定できること。（128 文字以上の文字列）」との記載がございますが、ご利用のイメージとしては、メモ欄のようなもので、対象のSIMがどの省庁様でご利用されているか、またはSIMがご利用されている端末を識別できる情報などが記載できれば問題ないでしょうか。  | 要件を正しく理解するため。  | ご認識のとおりです。   |
| 34  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 6   | 2   | 2   | 2⑩ウ  | 1  | 上記の理解で問題無い場合、128文字以上を記載される想定はございますでしょうか。   | 要件を正しく理解するため。  | 128文字以上記載する可能性はあると認識しております。  |
| 35  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 6   | 2   | 2   | 2⑩ク  | 1  | 「ク API アクセスは、一般に使用される方式による認証の仕組み（SAML 2.0、OpenID Connect等）を有し、不正アクセスを防止できること。また、複数 ID に対応し、ID ごとにアクセス可能な親ノードを指定できること。」との記載がございますが、イメージとしては、応札者の方で発行するIDに対して、参照できる親ノード（省庁）の範囲を設定できるものという理解でよろしいでしょうか。   | 要件を正しく理解するため。  | 考え方としては正しいですが、要件定義書2.2.2⑩アに記載した「ノードから構成される木構造」とは、3階層以上の多層からなるツリー構造を想定しており、また、親ノードが「省庁」とは限らないため、ご質問の前提が異なります。 |

| No. | 質問/意見 | 文書名             | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 質問等   | 理由  | 回答                     |
|-----|-------|-----------------|-----|-----|-----|------|----|---|---|------------------------|
| 36  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 7   | 2   | 3   | 2②   | 1  | 「② 本調達にて提供される無線区間以外の通信区間(2.4.2①で定義するパブリック回線を除く)において、2.4.2①で設定される回線帯域と同等の帯域を、モバイルネットワークサービス A および B の全ての SIM (主回線を LTE とする拠点の副回線で使用する LTE 回線の SIM を除く) で使用可能とする仕組みを有することを推奨する。」との記載がございますが、2.4.2ではなく、2.3.2のことを記載されているという理解でよろしいでしょうか。  | 要件を正しく理解するため。   | ご指摘のとおりですので記載を修正いたします。 |
| 37  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 7   | 2   | 3   | 2③   | 1  | 「③ 本調達にて提供される無線区間以外の通信区間では、2.4.2①で設定される回線帯域を利用機関全体で共有できる構成(言い換えれば、ある利用機関は、他利用機関がまったく使っていない場合は、理論上当該回線帯域のすべてを使えるという構成)とすることを推奨する。利用機関単位で通信帯域を設定する必要がある場合は、利用機関単位で、2.4.2①で設定される回線帯域の50%以上を最低値とすること。」との記載がございますが、2.4.2ではなく、2.3.2のことを記載されているという理解でよろしいでしょうか。                                      | 要件を正しく理解するため。   | ご指摘のとおりですので記載を修正いたします。 |
| 38  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 7   | 2   | 3   | 2⑥   | 1  | 「⑥ 受注者が整備する2.4.2④からGSS側ネットワークにパケットを送信する際は、SIMに割り当てるIPアドレスをグループ化した「アドレスグループ」(利用機関単位)ごとにルーティングテーブル等をVRF(Virtual Routing and Forwarding)技術などで分離独立して取り扱うこと。」との記載がございますが、2.4.2ではなく、2.3.2のことを記載されているという理解でよろしいでしょうか。  | 要件を正しく理解するため。   | ご指摘のとおりですので記載を修正いたします。 |
| 39  | 意見    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 4   | 2   | 2   | 2①   | 2  | 「①データ通信専用SIMとして、技術基準に適合したLTE通信機能を持つGSS端末で使用できるeSIMを提供可能であること。なお、提案時において、当庁調達予定の端末仕様を満たす端末(想定機種は、RJ73/MY (Dynabook)、Dell Pro 13 Plus (DELL)、EliteBook X G1i 14 AI (HP)、VAIO Pro PG8・1j (VAIO))における相互接続性を説明すること。」<br>相互接続性を説明するのみでなく、eSIMを利用した閉域ネットワーク接続可否の動作確認状況、APN、APN設定方法など詳細情報の提示が有用と考えます。 | APN設定や疎通が行えない場合、GSS端末調達の仕様変更<br>に波及するため。  | ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。     |
| 40  | 意見    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 5   | 2   | 2   | 2③   | 3  | 「通信データ容量は、通信データ容量共有型モバイルネットワークサービスA及びBの異なるサービス(メイン回線及びバックアップ回線)間で共有できること。」<br>通信データ容量共有型モバイルネットワークサービスBは今回対象外となりますので「Bの異なるサービス(メイン回線及びバックアップ回線)間で共有できること。」は記載不要と考えます。   | 要件を明確にし、各社提案の前提条件を統一する必要がある<br>と考えるため。  | ご指摘のとおり、記載を削除いたします。    |
| 41  | 意見    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 6   | 2   | 2   | 2⑩イ  | 2  | 「(ア) 任意の親ノードを指定することにより親ノード及び子ノードに属するSIMの使用状況を一括で取得できること」<br>SIMの使用状況についてはeSIMダウンロード状況、ダウンロード完了日時、通信停止状況の取得を必須とすることを推奨します。   | 多くのeSIM導入に際しては、PCがeSIMサーバからeSIMプロフィールをダウンロードすることとなりますが、このダウンロードが正常に完了したか、異常終了していないかを貴庁にて確認できない場合、都度事業者への問合せが必要となり円滑な導入の妨げとなるため。 | ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。     |
| 42  | 意見    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 6   | 2   | 2   | 2⑩オ  | 1  | 「一般に使用されるデータ型については、デジュール標準、フォーラム標準等に準じていること。(例:日付フォーマットは、RFC3339もしくはISO8601(完全形式)に準ずる)」<br>例えば日付フォーマットに関してYYYY/MM/DD HH24:Mi:SSのような形式を許容いただくようご検討をお願いできますでしょうか。   | 要件を明確にし、各社提案の前提条件を統一する必要がある<br>と考えるため。そのうえで、弊社が提案を考えているAPIでは、本要件を満たす対応が困難であるため。   | ご指摘を踏まえ当該項目は推奨要件とします。  |
| 43  | 意見    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 6   | 2   | 2   | 2⑩キ  | 1  | 「(ア) 固定したグローバルIPアドレスを使用すること。また、他のサービスと共用されていないこと。」<br>特定のIPアドレスレンジからランダムに払い出されたIPアドレスを使用する提供形態も許容する仕様に緩和頂きたい。   | 接続先のIPアドレスを特定しIPアドレス制限等のセキュリティ対策を行うことが目的であれば特定のIPレンジであっても目的を達成できると考えるため。  | ご指摘を踏まえ当該項目は推奨要件とします。  |
| 44  | 意見    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 6   | 2   | 2   | 2⑩キ  | 1  | 「(イ) APIの戻り値を用いた脆弱性探索が行われないように対策を行うこと。」<br>必須要件ではなく、推奨要件とするよう緩和いただくようご検討をお願いできますでしょうか。  | 本仕様はREST標準から外れた仕様となっており、必須要件としてご要求いただいた場合、応札の難易度が高まる可能性があるため。   | ご指摘を踏まえ当該項目は推奨要件とします。  |
| 45  | 意見    | O2_別添資料1. 要件定義書 | 6   | 2   | 2   | 2⑩キ  | 2  | 「(イ) APIの戻り値を用いた脆弱性探索が行われないように対策を行うこと。」<br>401, 403といったhttpステータスコードの詳細をhttpのレスポンスとして返さないことが機能要件として求められると捉えております。もし正しければご要件の詳細な記載をお願いいたします。  | サービス仕様を明確にし、各社提案の前提条件を統一するため。   | ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。     |

| No. | 質問/意見 | 文書名               | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 質問等  | 理由  | 回答  |
|-----|-------|-------------------|-----|-----|-----|------|----|--|---|---|
| 46  | 意見    | O2_別添資料1. 要件定義書   | 6   | 2   | 2   | 2⑩   | 4  | 貴庁のアプリケーション開発を効率化するために、APIコールのテスト環境を貴庁へ提供することをご要件に追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。  | 貴庁の工数削減につながるため。   | 検討の結果、原案のとおりとします。   |
| 47  | 意見    | O2_別添資料1. 要件定義書   | 7   | 2   | 2   | 2⑪   | 2  | 「1日当たりの使用量が指定する容量を超過した場合、又は、月ごとの累計の使用量が指定する容量を超過した場合、使用者のメールアドレスに使用量の通知メールを送付する機能を有することを推奨とする。」<br>「ノード毎に複数段階の閾値設定が可能であること」や、「所属するノードごとに設定されたメールアドレスをメールCCに設定できること」をご要件に追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。  | 実運用上、有用であると想定するため。  | 検討の結果、原案のとおりとします。   |
| 48  | 意見    | O2_別添資料1. 要件定義書   | 10  | 4   | 3   | -    | 3  | 通信データ容量共有型モバイルネットワークサービスBは対象外の認識ですので、電波状況不良対策の記載は不要であると考えます。   | 要件を明確にし、各社提案の前提条件を統一する必要があると考えるため。                              | ご指摘を踏まえ該当部分を削除いたします。  |
| 49  | 意見    | O3_別添資料2. SLA項目一覧 | 5   | 3   | 1   | -    | 2  | Web APIにて提供される緊急性の高い「通信停止機能」について稼働率やSLAを定義されることを推奨いたします。   | Web APIの範囲として、通信量取得のみならず通信停止等の緊急性のある機能も含まれるためサービスが維持される必要があるため。 | 検討の結果、原案のとおりとします。   |
| 51  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書   | 2   | 1   | 1   | -    | 1  | eSIMの数量について予備SIMも含めた数量の認識で正しいでしょうか。  | 予備でなく、実際に利用を予定しているSIMの数量を明らかにし、必要なNW設備のリソースを確保するため。             | ご認識のとおりです。<br>なお、要件定義書に記載のとおり、契約締結後の詳細な調整をもって最終決定とさせていただきます。  |
| 52  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書   | 3   | 2   | 1   | -    | 1  | 「内閣府等、財務省、法務省保護局、人事院（以下「本調達関係省庁」）のネットワーク並びにLAN環境の業務基盤を当庁が運用するガバメントソリューションサービス（以下「GSS」という。）に移行するなどに当たり、本調達関係省庁職員が業務において利用するSIMフリーノート型端末（以下「GSS端末」という。）をGSSの提供するネットワークと接続するために、GSSがモバイルアクセスサービスを提供する。本サービスはこのモバイルアクセスサービスを提供するためのものである。本調達関係省庁のGSSへの移行後のネットワーク構成は図1のとおりであり、このうちオーバーレイネットワークシステムの基盤として利用されるモバイルアクセスサービスが本サービスに相当する。」<br>今回の対象省庁様は<br>・内閣府等<br>・財務省<br>・法務省保護局<br>・人事院<br>の合計4省庁様の認識で正しいでしょうか。内閣府等とありますためそれ以外の省庁様も含まれているのか確認させていただきたいです。もし未定であれば最大数を開示頂けますでしょうか。 | アドレスグループ数を明らかにし、各社提案の前提条件を揃えるため。                                | 「内閣府等」につきましては、内閣府・内閣官房に属する2部局となります。   |
| 53  | 質問    | O2_別添資料1. 要件定義書   | 4   | 2   | 2   | 2①   | 1  | 調達予定の想定端末<br>・「Dell Pro 13 Plus (DELL)」<br>ですが、「5G通信モジュール」のみ対応しているようですが、「4GLTE」ではなく「5G」の端末になることもありますでしょうか。   | 要件を明確にし、ご提案の準備をさせていただくため。                                       | 調達予定端末のワイヤレスWANに関する要件として、4G（バンド1、バンド3、バンド8、バンド18/26、バンド19、バンド28）への対応を必須要件とし、5G（バンドn77/n78/n79）は加点（推奨要件）としております。 |
| 54  | 質問    | O3_別添資料2. SLA項目一覧 | 6   | 3   | 2   | -    | 1  | 障害種別の中に「セキュリティ障害」がありますが、「ネットワークシステム障害」同様、「定義」、「想定する例」を記載いただくことは可能ですでしょうか。  | 要件を明確にし、ご提案の準備をさせていただくため。                                       | 例えば、認証情報の漏洩・不正利用、キャリアアカウントや管理システムへの不正アクセスを想定しています。  |